**News Release** 

地域経済活性化支援機構

2014年1月31日

「百十四銀行」に対する特定専門家派遣の決定について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)は、1月 31 日、株式会社地域

経済活性化支援機構法(平成 21 年法律第 63 号)第 32 条の4第3項の規定に基づき、百十

四銀行※に対して特定専門家派遣をする旨の決定を行いましたので、お知らせいたします。

※百十四銀行の概要は、別紙のとおりです。

当機構は、地域金融機関に対し、「特定専門家派遣を活用した、取引先事業者に対する事

業再生等のコンサルティング機能の強化」を提案しており、本件は地方銀行や第二地方銀行

における初の取組み事例となります。当機構が派遣する専門家は、財務内容の検証や事業

再生計画の精査等、百十四銀行が取引先事業者に対して行う事業再生支援について助言

等を行います。

当機構は、特定専門家派遣を通じ、当機構に結集されたノウハウを提供することにより、地

域における事業再生等支援の担い手である金融機関等の支援能力の向上に寄与し、地域

において自律的かつ持続的に事業再生・活性化が行なわれるよう、引き続き努めてまいりま

す。

以上

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 9 階

代表: TEL 03-6266-0310

地域活性化オフィス: TEL 03-6266-0380

## 別 紙

## 〇百十四銀行の概要(平成 25 年3月末時点)

本店所在地:香川県高松市亀井町5番地の1

資 本 金: 373 億円

創 業:明治11年11月1日

頭 取:渡邊智樹

預 金 残:3兆6,615億円(譲渡性預金を含む)

貸 出 金 残 : 2兆 5,366 億円